

(參考資料 1)

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	1市4町2村 ^{*1}		—
非結球性葉菜類 (ホウズイントウ、コマツナ等)			1市4町2村 ^{*2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{*2}		—
アブラナ科の花苔類 (ブロッcoli、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シタケ(施設栽培)	川俣町		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)を除く。)			—
原木ナノコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、新町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳原町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯館村 会津若松市(ムクタケを除く。) 西会津町(マツタケ、ナメコ、ムクタケを除く。) 会津美里町(マツコ、ムクタケを除く。) 只見町(ナラタケ、ナラバタケ、ナコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く。) 柳津町(マイタケを除く。) 三島町(マイタケを除く。) 昭和村(ムクタケ、マイタケを除く。)		南相馬市 いわき市 棚倉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(ごくみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(ごくみ) (野生のものに限る。)	南相馬市		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳原町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワミンソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、瑞町、猪苗代町、広野町、新町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
フラビ	南相馬市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市		—
ウメ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
ユズ	福島市		—
クリ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
キウイフルーツ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
米(平成23年度)	福島市(旧福島市及び旧小国町の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国町及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年度)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年度)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年度)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年度)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成28年度)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成29年度)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成30年度)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成31年度)(2019年度)	※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(令和2年度)	※11(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(令和3年度)	※12(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
穀類	猪苗代湖及び猪苗代湖流入する河川(支流を含む。)ただし、鰐川(支流を含む。)及び鰐川との合流点から上流の長瀬川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日本海のう東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ヤマメ(養殖を除く。)	猪苗代湖及び猪苗代湖流入する河川(支流を含む。)ただし、鰐川(支流を含む。)及び鰐川との合流点から上流の長瀬川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日本海のう東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウグイ	真野川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	福島県内の阿武隈川(ただし、信夫ダムの上流(支流を含む。))		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び櫛原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(鰐川との合流点から上流の部分に限る。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖及び秋元湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(鰐川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
クロソイ	最大高潮時海岸線上宮城県福島県両県の正東の線、我が国他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島県茨城県両県の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線上引継ぎたぬ海潮		—
水産物	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、楢葉町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、南会津町(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
牛の肉 ^{*13}	牛の肉 ^{*13}		6市10町4村 ^{*14}
イノシシの肉	全域		—
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津坂下村、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳原町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、椿崎峠		—
ノウサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—
*1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)			—
*2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び楢葉町(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)			—

より設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

*33 鹿島広野町、福島第一原発から約15キロ離れた鹿島町の「原発危機から生き残る」をテーマにした「2013年春の鹿島町林研修会」で、村田洋一氏は「原発事故による放射能汚染は、農作物や水産物への影響が最も大きい」と述べた。鹿島町は福島第一原発から約15キロ離れた鹿島町の「原発危機から生き残る」をテーマにした「2013年春の鹿島町林研修会」で、村田洋一氏は「原発事故による放射能汚染は、農作物や水産物への影響が最も大きい」と述べた。

町区馬場字横川、原町区馬場字篠葉原、原町区片字行倉及び原町区大原字和田城並に市内有林本村森林管理課2004林班から2007林班まで、2008林班から2013林班まで、2015林班から2021304班の区域を除く。」
島吉町(旧福井郡)、津利町、小倉寺町及び山南町向山町、伊東市(旧日光町)、御前崎市、旧松川町、旧金谷川町、旧水野村及び新立毛山村の区域に限る。」
元平田町、旧麻績町、旧野田町、旧名金町、旧下川嶋町、旧松川町、旧金谷川町、旧水野村及び新立毛山村の区域に限る。」
元日光町、御前崎市、御前崎市及び新立毛山村の区域に限る。」
及び日光市御代賀町

（北、東、西及び新堀川に限る。）旧芝田村・畠山町山野川に限る。）旧芝田村・保原町所辖（明治内水道、久保田、田中内、西郡山、菅原町、河原町、東山町、西深谷町及び東山町に限る。）及び保原町柱田（狭井田、富井、宮内、南、前田、稻荷、美砂子下及び美砂子上に限る。）に限る。）旧保原町・本川町大隈（弓削、清水、清水水谷、松原、久保、楓原、里ヶキ、山口、宝木原、石上及之ノ台を除く。）に限る。）旧石戸村・上野保原町・旧曾山町・旧手白井村及び梁川町樋谷に限る。）旧石戸村・梁川町八幡に限る。）の区域に限る。）二本木

市(旧浜川町・浜川及び米沢に限る)、旧下岳、旧小坂町、旧塩幡村、旧木曾沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木村(白沢村)及び旧本宮町(東和町)の区域に限る。), 本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。), 桑折町(旧半田村及び旧辻合村の区域に限る。), 国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。), 郡山市(旧富久山町の区域に限る。), 能美町(旧西条町の区域に限る。), 吾妻町(旧白山田村の区域に限る。), 伊達町(旧飯石村の区域に限る。), 三春町(旧浜石村の区域に限る。), 大玉村(

及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。南相馬市小高区、原町区(片山)行津の区域に限る。馬場(宇摩山、宇摩川及び宇摩岳)の区域に限る。高倉(字助室、字巻屋)、七曲(字森井)及び木佐林木の区域に限る。小近(字形崩落、字川原に限る)、下津井、小沢、揖賀、木来沢、小木原、鶴谷、大内(字田端)、宇佐町、宇佐山(字御坂、字御坂原)、宇佐川(字御坂内)、宇佐町、宇佐山(字御坂内)、宇佐町、宇佐山(字御坂内)、宇佐町、宇佐山(字御坂内)、宇佐町、宇佐山(字御坂内)。

荷、字中平、字久大保前、字花木内及び高木の区城に限る。)及び大手原(字和田の区域に限る。)並びに市内有林地森林管理署2004林班から20128林班まで及び2130林班を除く区域に限る。)川俣町(旧白坂村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月田町の区域に限る。)本宮市(旧白岩村の区域に限る。)川俣町(山王並びに町内有林地森林管理署1615林班まで及び1675林班の区域に限る。)

※45 熊本県農業環境保全課(平成23年3月30日付)に対する「既設水田・既設灌漑地等の開拓・整備による区域限縮に関する照会」に記載する。川俣町は、平成25年8月7日付で指示に基づいて設立された灌漑区域及び灌漑水源取扱い規則(以下「規則」といふ)の範囲に該当する。

困難区域を除く区域に限る)、大瓶町(平成24年1月30日付け指標により設定された特選困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付けにて新設された特選困難区域に限る)、川内村(平成24年3月30日付け指標により新設された居住困难区域及び避難指揮準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指標により新設された特選困難区域に除く区域に限る)、及び鈴木町(平成24年6月15日付け指標により新設された特選困難区域に限る)。

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、樹茶葉、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)

設定された渋滞回避区域を除く区域に限る)、大熊町(平成24年1月10日付け指標により設定された渋滞回避区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指標により設定された渋滞回避区域を除く区域に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指標により設定された渋滞回避区域を除く区域に限る)、川内村(平成24年3月10日付け指標により設定された渋滞回避区域を除く区域に限る)、及び飯野町(平成24年6月15日付け指標により設定された渋滞回避区域を除く区域に限る)。

*7 福島県は設けられた避難準備区域を除く区域に限り、

*8 福島県郡山市平成24年3月30日付け指示によると「既設された廃止届出区域及び避難指示解除区域に限る。」、川俣町(平成25年3月7日付け指示によると「既設された市町村避難区域及び既設区域に限る。」)、猪苗代町(平成24年3月11日付け指示によると「既設区域に限る。」)、須賀川市(平成25年5月10日付け指示によると「既設区域に限る。」)、猪苗代町(平成25年5月10日付け指示によると「既設区域に限る。」)。

困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成28年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*9 福島県川俣町(平成25年5月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、富岡町(平成25年5月7日付け指示により設定された被災困難区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、浪江町(平成25年5月7日付け指示により設定された被災困難区域を除く区域に限る)。

*10 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*11 福島県大熊町(平成24年11月30日付)に指示により設置された禪修園困難区域を「区域に限る」。双葉町(平成25年5月7日付)に指示により設置された禪修園困難区域を「区域に限る」。

※当該課題において競争力を高めることについて、課題の実施日(12月主査選考会の午後)、及び参考書籍の出典を明記する上記課題。

※14 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、棚菜町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和3年5月19日現在

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市(旧大東町、旧東山村及び旧藤沢町を除く)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	ワラビ(野生のものに限る。)	陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
肉	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、亘理市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、気仙沼市、栗原市、大崎市、村田町、南三陸町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ(野生のものに限る)	氣仙沼市、大崎市
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
肉	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、常陸大宮市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
	キノコ類(野生のものに限る。)	日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、城里町、大子町
水産物	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和3年5月19日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。)※1	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)※1	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、上越市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年5月19日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年5月19日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年5月19日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年5月19日現在

※□□□□の箇所は、出荷制限の付

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年5月19日現在

細木県	出荷範囲
水産物	H24.8.10~H25.1.23解禁 桜木島内の良質浜川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。ただし、奥串川との合流点から下流の部分に限る。） H24.8.10~H25.2.28解禁 大野川（支流を含む。）
	H24.8.20~H25.12.17解禁 桜木島内の良質浜川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	H24.8.20~H25.12.17解禁 桜木島内の良質浜川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	H24.7.7~H24.9.28解禁 大野川（支流を含む。ただし、奥串川との合流点を除く。）
ウイイ（良質を除く。）	H24.8.20~H24.9.28解禁 奥串川（支流を含む。）
	H24.8.20~H24.9.28解禁 桜木島内の前浜川のうち良質浜川の上流（支流を除む。ただし、延盛ダムの上流及びその支流を除く。）
牛の肉	H23.8.2~H23.9.25 全域
イシジンの肉	H23.8.2~H23.9.25 全域 (他の) 食べるための豚肉・鶏肉等に付帯する部位を除くイシジンの肉(除く。)
カシの肉	H23.8.2~H23.9.25 全域
その他	H23.7.8~H24.6.4 例年 桜木島

埼玉県		出荷実績
農産物 キコイソ(野生のものに限る。)	H24.10.16~: 種苗: 寄附用 H24.10.23~: 育成用 H24.11.2~: 育成用	

子規則	出荷制限
ホーリング	H23.4.4~4.22解禁・施市、書道町、多古町
シングル、ダンクルイ、サンキュ	H23.4.4~4.22解禁・施市
ハゼ	H23.4.4~4.22解禁・施市
セソリー	H23.4.4~4.22解禁・施市
タケノコ	H24.5.~H25.3.23解禁・施原市、大更津市
	H24.5.~H25.3.21解禁・金町
	H24.5.~H25.3.21解禁・佐野市
	H24.5.~H25.3.21解禁・川越市
	H24.5.~H25.3.21解禁・所沢市
	H24.5.~H25.3.21解禁・狭山市
	H24.5.~H25.3.21解禁・三郷市
	H24.5.~H25.3.21解禁・八王子市
	H24.5.~H25.3.21解禁・昭島市
	H24.5.~H25.3.21解禁・立川市
農産物	H23.10.11~H24.3.25解禁・施市
	H23.10.11~H24.3.25解禁・施市 (ただし、他の規則を適用時に重複する場合はシグア「施原規則」は適用制限の対象外)
	H23.10.11~H24.3.25解禁・施市
	H23.10.11~H24.3.25解禁・施市 (ただし、他の規則を適用時に重複する場合はシグア「施原規則」は適用制限の対象外)
	H23.10.11~H24.3.25解禁・施市
	H23.10.11~H24.3.25解禁・施市 (ただし、他の規則を適用時に重複する場合はシグア「施原規則」は適用制限の対象外)
	H23.10.11~H24.3.25解禁・施市
	H23.10.11~H24.3.25解禁・施市 (ただし、他の規則を適用時に重複する場合はシグア「施原規則」は適用制限の対象外)
	H23.10.11~H24.3.25解禁・施市
	H23.10.11~H24.3.25解禁・施市 (ただし、他の規則を適用時に重複する場合はシグア「施原規則」は適用制限の対象外)
原木シカタ(園地栽培)	H24.1.16~H25.1.15解禁・施市
	H24.1.16~H25.1.15解禁・施市
	H24.1.16~H25.1.15解禁・施市
原木シカタ(施設栽培)	H24.1.16~H25.1.15解禁・施市
	H24.1.16~H25.1.15解禁・施市
	H24.1.16~H25.1.15解禁・施市
水産物	ヨシヅナ
	コイ
	ウナギ
肉 インシジンの肉	H24.1.16~H25.1.15解禁・施市 (ただし、他の規則を適用時に重複する場合はシグア「施原規則」は適用制限の対象外)
	H24.1.16~H25.1.15解禁・施市 (ただし、他の規則を適用時に重複する場合はシグア「施原規則」は適用制限の対象外)
その他 茶	H23.8.2~9.1解禁・大網白里町
	H23.8.2~9.1解禁・大網白里町
	H23.8.2~9.1解禁・大網白里町
	H23.8.2~9.1解禁・大網白里町
	H23.8.2~9.1解禁・大網白里町

特需川島		出荷制限
その他 茶	H23.6.2~ 6.29期間：青島町	
	H23.6.23~ 9.1期間：松田町、山北町	
	H23.6.2~ 10.1期間：金川町、渕上村	
	H23.8.27~ 10.2期間：伊根町市	
	H23.8.27~ 10.2期間：伊丹市	
	H23.8.27~ 10.2期間：伊丹市	
	H23.8.27~ 10.2期間：伊丹市	

農野原		出荷制限
農作物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.26～：屋外栽培、専用宿根	
	H24.4.31～：屋内栽培、販賣(「マツタケを除く。」) H24.10.1～～H25.1.20静岡県、高崎市、茅野市、「マツタケを除く。」	
農作物 コシアブラ	H24.4.30～：屋外栽培、専用宿根	
	H24.5.1～：屋内栽培、販賣(「マツタケを除く。」) H24.10.1～～H25.1.20静岡県、高崎市、「マツタケを除く。」 H25.1.21～～H25.2.20静岡県、高崎市、「マツタケを除く。」	
肉 シカの肉	H25.1.31～：屋外栽培	H25.1.31～～H25.2.20静岡県、高崎市、「他の資源を除く。」(資源の三者を含む)を除く。
飼養原		出荷制限
農作物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.3～：飼養場所「小山町」	
	H25.1.3～：飼養場所「小山町」	

※ の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和3年5月19日現在

福島県	摂取制限
	<p>・H23.3.28～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
	<p>・H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
野菜	<p>・H23.3.28～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椿枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>・H23.3.28～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椿枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
原木シイタケ(露地)	<p>・H23.4.13～: 露地村</p> <p>・H23.9.6～: 露地村(※露地園に属する野生キノコに限る)</p>
キノコ類(野生のものに限る。)	<p>・H23.9.15～: いわき市、露地町</p> <p>・H23.9.20～: 南相馬市</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉 H23.17.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、椿葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、椿葉町</p> <p>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

*の箇所は摂取制限の対象